

費制度を活用して、承認前から保険診療と併用できるように措置することとした。今後とも患者、国民のニーズに迅速に対応していくため、特定療養費制度を十分に活用してまいりたい。

③労働者派遣業務の医療分野（医師・看護師等）への
対象拡大

- 医師・看護師等については、その不足が地域によっては特に深刻化する中、紹介予定派遣の方式にとどまらず、通常の派遣方式についても、その解禁を図るべき。

- 医療機関における労働者派遣については、医療機関が派遣労働者を事前に特定できないため、医療資格者間の適切な連携に支障が生じることなどが懸念される。
- 一方、今回の労働者派遣法の改正により、紹介予定派遣については派遣就業開始前の面接、履歴書の送付等が可能となった。
- こうした点を踏まえ、「医療分野における規制改革に関する検討会」等において、紹介予定派遣であれば派遣労働者を事前に特定できることから、医療機関に導入しても差し支えないとの結論が出され、そのための関係政令の改正を行う予定となっている。（平成16年3月1日施行予定）
- したがって、紹介予定派遣以外の派遣については、派遣労働者を事前に特定できないことなどから、なお解禁することは適当でない。

④医薬品の一般小売店における販売

(1) 政府としても、一般小売店において、真の意味での「医薬品」の販売が可能となるよう、医薬品と医薬部外品の定義とそれらの取扱いを、販売方法における具体的措置をも考慮に入れて、抜本的かつ早急に見直すべきと考える。

(2) 人体に対する作用が比較的緩やかな医薬品群については、少なくとも特例販売業や配置販売業と同様に、薬局・薬店以外のコンビニエンスストア、チェーンストアなどの一般小売店においても早急に販売できるようにすべきであると考ええる。

- 医薬品の販売の在り方は、第一義的には、消費者の利便性ではなく、国民の生命・健康の保護の観点から判断すべきものである。
- 医薬品は、たとえ一般用医薬品であっても、過量使用や重複投与等による副作用の事例が相当数存在するため、専門知識を有する薬剤師等の関与の下で、使用されるべきである。
- 実際、厚生労働省に報告のあった一般用医薬品によるものと考えられる副作用症例は、平成10年度から14年度までの間に合計約950例あり、そのうち110例を超える件数のものが薬剤師からの情報提供等により被害を防止又は軽減し得た事例と考えられる。
- 特例販売業は、薬事法制定時、離島や山間へき地等の場合に経過的な例外的措置として認められたものである。従って、この特例販売業は、可能な限り縮小していくべきものであり、その数は年々減少している。こうした流れとは逆に、これを一般化し、都会等で多数の者を対象とすること

を念頭に一般小売店での医薬品販売を可能とすることは適当でない。

- 配置販売業は、その方法が家庭への配置に限定され、各家庭を定期的・継続的に訪問し適正使用のための情報提供等を行う相手方を限定した販売形態であり、また、薬事法上一定の要件を定め、専門的な知識を持つ者に対して認められるものであり、顧客の健康状態の継続的な把握を行っているなど、多くの点で店舗において不特定多数に販売する一般小売店と相違がある。したがって、単純に配置販売業者との比較で一般小売店での医薬品販売を認めることは適当でない。
- 「骨太の方針2003」(6月27日閣議決定)において、「安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする。」と決定されたことを受け、厚生労働省内に設置した医学・薬学等の専門家で構成される検討会において検討を行った結果、今回「安全上特に問題がない」ものとして約350品目が選定された。

これを踏まえ、選定された約350品目について、医薬部外品として薬局・薬店以外の一般小売

店でも販売できるよう、必要な措置を速やかに講じ、6月27日の閣議決定の趣旨を早く実現できるよう取り組んでまいりたい。

⑤幼稚園・保育所の一元化

(1) 少なくとも特区において講ずべき措置

- 少なくとも特区においては、両施設に関する行政を一元化し、施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する基準を統一化すべき。
- 行政の一元化、基準の一元化に到達する前段階として、例えば保育所の調理室など、幼稚園と保育所のどちらか一方のみに課されている規制について、緩和・撤廃すべきである。
- 必ずしも就業していない専業主婦であっても、その生活・ニーズが一層多様化していることにも鑑み、保育所について、「保育に欠ける子」のみならず誰もが入所できるよう、入所要件を緩和すべき。
- 多様化する子育てニーズに対応するため、地域の子育て資源を効率的に活用することが重要であり、このような中で、保育所と幼稚園は、地域の実情を踏まえ、相互の連携をより一層強化することが重要。
- 保育所と幼稚園の連携については、今年度においても、「規制改革推進3か年計画（再改定）」に基づき、「幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得しやすいような措置」を講じたところであり、さらに「余裕教室に保育所を設置する場合において、安全性等が確保される場合には、調理室を共同利用すること」を認める方向で検討、措置することとしている。
- なお、保育所の調理室は、①一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応、②多様な保育ニーズへの対応、③食事を通じた児童の健全育成を図る観点から、必要不可欠であると考える。
- 「保育に欠ける」要件については、保護者が居宅外で労働する場合のほか、居宅内労働や求職活動中の場合であっても、保育所を利用できるとされており、既に社会のニーズを踏まえた要件となっている。

(2) 全国規模において講ずべき措置

- 「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、その施設設備、職員資格、職員配置等に関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とすべき。

仮に、要件を撤廃し、「保育に欠けない児童」についても保育の実施を行うことについては、いかなる理由で公費負担を行うのか、利用者負担のあり方をどう考えるかなど、慎重に検討すべき問題と考える。

- 「総合施設」の基準については、単純に保育所と幼稚園の基準のいずれか緩い方に揃えるということではなく、子どもの心身の健全な発達に必要な最低限の保育環境を確保するためには、どのような基準が必要であるかという観点から検討することが必要。
- なお、「総合施設」の実現に向けては、平成 16 年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成 17 年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成 18 年度から本格実施を行うこととしている。

⑥職業紹介事業の地方公共団体・民間事業者への開放 促進

ハローワークに関する改革

- 公共職業安定所（ハローワーク）については、その基本的な機能とサービスの質を維持した上で、民間委託の更なる拡大に加え、公設民営方式などの導入、独立行政法人化、地方公共団体への業務移管など、その組織・業務の抜本的な見直しについて、検討を進める必要がある。

- 職業紹介事業については、雇用保険の安定的な運営の確保、ILO第88号条約の要請、広域的な職業紹介の必要性から、今後とも、原則として国が実施していくことが必要である。
- 一方、厳しい雇用情勢の下で、地方公共団体や民間事業者の創意や活力を活かした労働力需給調整を進めることは重要であることから、今後、効果的と思われる分野についての民間委託を活用した就職支援を進めていく所存である。
- このような観点に基づき、6月27日に閣議決定した内容に沿って対応していく。
- なお、有料職業紹介事業に関する改革として具体的施策に盛り込まれた手数料徴収の対象となる求職者に係る年収要件の引き下げ等については、本答申を踏まえ、着実に実施することとしている。